


## 会議録 - 静岡県森の力再生事業評価委員会

このページは、令和7年4月で更新を停止しています。令和7年5月以降はこちらを御覧ください⇒

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/lohokokai/1002310/1067114/index.html>

審議会等の会議録

### 静岡県森の力再生事業評価委員会

■ 開催日	令和7年1月24日(金)
■ 場所	静岡市葵区追手町9-6 県庁階 会議室 静岡県男女共同参画センター501会議室
■ 出席者(職・氏名)	委員 浅見 佳世(常葉大学大学院環境防災研究科教授) 委員 井上 隆夫(一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長) 委員 木村 美穂(きむら工房代表) 委員 倉田 明紀(静岡県中小企業団体中央会) 委員 小南 陽亮(静岡大学教育学部教授) 委員 恒友 仁(一般財団法人静岡経済研究所専務理事) 委員 豊田 和子(一般社団法人静岡県法人会連合会) 委員 波多野初枝(静岡県消費者団体連盟) 委員 原田 健一(静岡県弁護士会) (50首順・敬称略)
■ 議題	(1)定例議題 ア 令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況 イ 検証・評価結果及び提言(案)の検討 (2)追加議題 静岡県森の力再生事業 評価と提言報告書 ～第2期計画の中間とりまとめ～(案)
■ 配布資料	検証・評価結果及び提言(案):  ( 212KB )

#### [ 審議事項 ]

(1)定例議題  
ア 令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況  
イ 検証・評価結果及び提言(案)  
(2)追加議題  
静岡県森の力再生事業評価と提言報告書  
～第2期計画の中間とりまとめ～(案)

#### [ 審議内容 ]

詳細:  ( 420KB )

▲ [このページの先頭へ戻る](#)

#### このページに関するお問い合わせ

総務部法務文書課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号:054-221-3306

ファクス番号:054-221-2099

[houmubunsho@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:houmubunsho@pref.shizuoka.lg.jp)

令和6年度 第3回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日 時	日時：令和7年1月24日（金）午後2時から午後4時30分まで
場 所	静岡県男女共同参画センター501 会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順） 小南陽亮（委員長）、恒友仁（委員長代理）、浅見佳世、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、波多野初枝、原田健一（9人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者） 田保豪農林水産担当部長、小池森林・林業局長、大川井森林計画課長 他</p>
議 事	<p>1 開 会 2 挨拶 3 議 事 （1）定例議題 ア 令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況 イ 検証・評価結果及び提言（案） （2）追加議題 静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 ～第2期計画の中間とりまとめ～（案）</p> <p>4 その他 5 閉 会</p>
配付資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況</li> <li>・資料2：検証・評価結果及び提言（案）</li> <li>・資料3：静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画中間とりまとめ（案）</li> </ul>
備考	<p>掲載可能容量を超えるため、次の資料データは掲載していません。 閲覧を希望する場合は、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況</li> <li>・資料3：静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画中間とりまとめ（案）</li> </ul>

令和6年度 第3回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時：令和7年1月24日（金）14時～16時30分

場所：静岡県男女共同参画センター501会議室

（産業政策課櫻井課長）

定刻となりましたので、ただ今から、「令和6年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会」を開催します。

本日、司会を務めます産業政策課の櫻井です。

よろしくをお願いします。

なお、本日の委員会資料は、お手元のタブレットで御覧いただきます。

委員会の開催にあたりまして、静岡県経済産業部 田保農林水産担当部長から御挨拶申し上げます。

（田保農林水産担当部長）

農林水産担当部長の田保でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、第3回森の力再生事業評価委員会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年度最後となります、本日の委員会では、「森林整備後の下層植生の回復状況」及び「令和5年度事業の執行状況」に対する評価、並びに「来年度事業の取組に向けた提言」について御審議いただきます。

また、第2期計画の中間とりまとめとして、「平成28年度からの事業成果等を踏まえた評価」と「今後の森林（もり）づくりに対する御提言」について、とりまとめいただくことを予定しております。

これらの評価・提言は、税金の使途と事業効果について、一層の透明性の確保と、より良い事業を展開するための重要な御意見となりますので、長時間の審議となりますが、よろしくをお願いします。

（産業政策課櫻井課長）

議事に入ります前に、本日の委員会の成立要件について御報告します。

本日は、委員10人中9人の御出席をいただいております。

「森の力再生事業評価委員会設置要綱」第5条第2項の規定に照らし、出席者は委員の過半数を超えていますので、本委員会は成立していることを報告します。

評価委員会では、「同設置要綱」第2条の規定の通り、事業の施行状況や事業の効果について、検証・評価していただくとともに、事業に関する提言のとりまとめが所掌事項となりますのでお願いいたします。

また、本委員会の議事内容は、県で定める「情報提供の推進に関する要綱」に基づき、公開対象となっています。

議事内容につきましては、録音し、議事録を作成します。

議事録は、後日、皆様に御確認いただいた上で、県のホームページ等で公開します。あらかじめ御了承願います。

続きまして、本日の内容について、御説明します。お手元の「次第」を御覧ください。

議事の1つ目は、定例議題のア「令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況」です。令和3年度に整備した箇所を中心に、森の力再生状況を調査した結果について事務局から説明しますので、御審議をお願いいたします。

次に、定例議題のイ「検証・評価結果及び提言(案)」です。

「森の力再生事業」について検証・評価結果及び来年度の事業実施に向けての提言について御審議いただき、とりまとめをお願いいたします。

続いて、追加議題の「静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画の中間とりまとめ(案)」について御審議いただき、最終のとりまとめをお願いいたします。

それでは、今後の進行につきまして、小南委員長をお願いいたします。

(小南委員長)

では皆様あらためまして、こんにちは。

委員長の小南でございます。どうか今日はよろしくをお願いいたします。

今年になって東部にある、とある企業さん、大きな工場を持たれている企業さんですけども、工場内に広大な森林をお持ちでその森林をどう整備・利活用するかという相談が私どもの方にあつたのをきっかけに、そういった森をどう扱っていくかという取組を一緒にやっていこうじゃないかといったことが始まっております。

今週、一昨日と企業の方が私の大学に来てくれて、静岡キャンパスの中にもずっと放置して荒れ放題な森が残ってしまして、前々から何とかしようと思っていたのですが、そこを見に来ていただいて、そういった荒れた森をどう整備して活用していくかというのを、現地でいろいろ意見交換しながら議論しました。私だけではなく、その利用について、いろいろ考えている先生も一緒にやっておりますので、そういった森から出る多様な木材を新たな家具や新たな利用を考えて活用していく、一方で、その活用とともに多様性の高い森を作っていくと、そういうのを両立するというのをこれから一生懸命考えていこうというようなことを、一昨日やりまして、大変有意義な話し合いができたのかなと思っています。

民間企業の工場の敷地内の森をどうするか、学校・大学のキャンパス内の森をどうするかということは、この事業と直接関係のない話ですが、民間企業が森作りに何らかの形で参加するというのは、全国的には非常にたくさんの事例がありまして、要するに、森作りや森の力の再生ということに関して、民間企業の方でも非常に関心が高まっているということ、そういったことの表れが、私どもの近くにもこういった事例が出ているということで、この森の力再生事業も、ちょっと今の話とは対象が違いますけれども、そういった意味では、これから、引き続き、高い関心を持って見られる事業かなというふうに考えております。

それで、繰り返し述べているように、もうすぐ節目を迎えるということで、本日は、毎年行っている提言と、それに加えて中間とりまとめということで重要な審議ということになりますので、どうか皆さん、これからの静岡県の森の力再生、森林（もり）づくりに関して、中長期的になるべく良い方向に行くようにという、そういった視点で、ぜひ活発な御意見をいただければと思います。

どうかよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

定例議題のア「令和3年度整備箇所及び経過観察箇所の下層植生回復等の状況」について、事務局より説明をお願いします。

（森林計画課奥山森の力再生班長）

はい、それでは事務局の方から説明いたします。

本年度実施した、整備後3年目の下層植生の発生・回復状況の調査結果と昨年度の調査で、今後回復が見込まれると評価した箇所の経過について報告いたします。

調査方法について御説明します。

5m四方の調査プロットの下層植生の状況を目視により調査します。獣害や土壌浸食の有無等も確認します。下層植生の回復状況については、サンプルシートを用いてA、B、Cの3段階で評価します。

各整備地の総合評価については、参考例にあるように、複数の調査プロットの判定結果から、最も多い評価を採用します。

それでは、調査結果を説明します。

お手元の資料は、資料1の1ページ目です。

令和3年度に整備した144箇所中、A評価「順調に回復」と評価されたのは、135箇所。

B評価「今後、回復が見込まれる」と評価されたものは、6箇所。全て環境伐を実施した整備地で静岡市が5箇所、浜松市が1箇所でした。

C 評価「現状では、回復が見込めない」と評価されたのは、1 箇所。整理伐を実施した南伊豆町の施行地でした。

台風で市道が崩落する等で調査できなかった箇所が 2 箇所でありました。

時間の都合もごさいますので、代表的な箇所を抜粋しまして、A 評価「順調に回復している」事例について 8 件、B 評価「今後、回復が見込まれる」事例を 1 件、C 評価「現状では回復が見込めない」事例を 1 件説明いたします。

それでは、「順調に回復している」事例から、報告します。

賀茂農林事務所管内の事例になります。

資料は 11 ページです。

No.1 松崎町池代、整備者はチーム北見フォレストワーカーズ、環境伐及び倒木処理を 13.18ha 実施しました。

写真は、環境伐を実施した箇所です。

現況は、中央の写真の通りです。植被率は、20～80%とばらつきがありますが、全ての調査プロットで下層植生が順調に発生・回復しました。

次です。

東部農林事務所管内の事例になります。

資料は 21 ページです。

No.25 伊豆市筏場、整備者はカートランスアクト有限公司、環境伐を 11.61ha 実施しました。

全ての調査プロットで 被覆率 20 から 40%程度に回復しました。

富士農林事務所管内の事例になります。

資料は、30 ページです。

No.56 富士宮市沼久保、整備者は株式会社フォレストラベル、環境伐と倒木処理を 9.66ha 実施しました。

こちらは環境伐の現場です。全てのプロットで、植被率 80%以上に回復しました。

中部農林事務所管内の事例になります。

資料は、42 ページです。

No.78 静岡市清水区西里、整備者は清水森林組合、環境伐を 10.37ha 実施しました。

B 評価が 3 箇所、A 評価が 7 箇所と、植被率は 10 から 60%とばらつきがありますが、全体的に下層植生の発生・回復しており、B 評価となった部分も、植被率が高くなると想定いたします。

志太榛原農林事務所管内の事例です。

資料は、54 ページです。

No.108 島田市相賀、整備者はNPO 法人 里山再生クラブ、竹林を 1.2ha 皆伐しました。下層植生の繁茂は十分で、全ての調査プロットで 80%以上の被覆率となり、広葉樹の生育も確認されております。竹の再発生は確認されませんでした。

中遠農林事務所管内の事例になります。

資料は 56 ページです。

No.111 森町問詰、整備者は森町森林組合、環境伐を 50.3ha 実施しました。植被率は、20 から 60%とばらつきがありますが、全てのプロットで下層植生が順調に発生・回復しました。

西部農林事務所管内の事例になります。

資料は、64 ページです。

No.125 浜松市西区湖東町、整備者は天竜造園建設株式会社、竹林を 0.62ha 皆伐しました。下層植生の回復は順調で、広葉樹も確認されています。竹の再生は確認されていません。

順調に回復している事例の最後になります。

資料は、66 ページです。

No.33 浜松市天竜区春野町領家、整備者は春野森林組合、環境伐を 33.28ha 実施しました。B 評価が 3 箇所、A 評価が 7 箇所、植被率は 10 から 60%とばらつきがありますが、全体的に下層植生の発生・回復しており、B 評価となった部分も植被率が高くなると想定いたします。

続きまして、「今後、回復が見込まれる」B 評価とされた事例です。

資料は、70 ページです。

No.140 浜松市天竜区佐久間町浦川、環境伐を 13.22ha 実施しました。本年度に実施した調査の結果、全プロットで B 評価という調査結果でありました。開空度は 30%と、光環境が良好であり、下層植生の発生も確認されたので「経過観察」することといたします。整備直後の写真の緑の部分は、伐採したヒノキの葉です。

続きまして、「現状では回復が見込めない」C 評価と判定された事例です

資料は、76 ページです。

No.13 南伊豆町一ノ瀬、整備者は株式会社いしい林業、整理伐を 0.29ha、竹林の皆伐と広葉樹の伐採を実施しました。

竹林を皆伐した箇所は、植被率 80%以上と順調に下層植生が回復されましたが、広葉樹伐採を実施した箇所は、シカによる食害が著しく、広葉樹の萌芽も新しく発生したのも食害にあっていく状況が続いており、総合評価で C 評価としました。

現在、追加整備として、シカ防護柵の設置を検討しています。今後の参考となるよう、シカ柵の設置方法等について、県と整備者で検討を進めてまいります。

次に、昨年度の調査結果で B 評価となった 9 箇所を再調査しましたので報告します。

なお、台風で県道の路肩が崩落して調査できなかった浜松市の現場ですが、昨年 8 月の降雨で再び路肩が崩落し、調査できない状況となっております。

こちらが再調査を実施した 9 箇所です。

調査の結果、2 箇所は A 評価、「順調に回復」と判定されました。

A 評価となった富士宮市麓の状況です。

資料は、87 ページです。

植被率は、20 から 80%とばらつきがありますが、いずれの調査プロットでも植被率は向上しました。

左下の写真の通り、徐々に回復が認められ、調査プロットの周辺に広葉樹の発生が確認されており、個別調書の写真の通り、地面まで光が届いている場所も見られますので、B 評価「今後回復が見込まれる」と評価いたしました。

次に No.151、152、153 の志太榛原農林事務所管内の整備地ですが、発生に影響を与えている要因として、標高と土壌浸食を上げております。

資料 101 ページを御覧ください

左下の写真のように、一部で表土の浸食が見られ、下層植生の発生・回復に時間がかかっていると想定されましたが、光環境が良好であり、下層植生の発生・回復も見られることから、「今後、回復が見込まれる」と評価いたしました。

こちらが、「今後回復が見込まれる」と評価した島田市川根町の原況です。

資料は、101 ページです。

植被率は依然として 10%程度と、発生・回復が遅れております。

現在でもある程度上空に空間が空いており、稚樹の発生も確認されております。

令和 7 年度は、下層植生の回復に向け、現地調査し、要因分析を進めてまいります。

調査結果のまとめです。

令和 7 年度の対応ですが、令和 3 年度整備で、B 評価「今後回復が見込まれる」と評価した

6箇所は経過観測し、C評価となった1箇所は、対策を施した上で経過観測します。

令和2年度整備で依然としてB評価となった7箇所は、調査プロット周辺の回復状況等を現地確認する等、下層植生の回復が遅れている、もしくは、下層植生の発生が妨げられている要因の分析を進めてまいります。

なお、調査できなかつた箇所は、できる状況になり次第、調査を実施いたします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただ今の説明について御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。どうぞお願いします。

(井上委員)

教えていただきたいのですが、回復が見込めない箇所が1箇所ありまして、防護柵の対策を今後、検討するような話をされておりましたが、この費用は整備者の負担でしょうか。

(森林計画課橘川技監)

森林計画課の橘川と申します。

今後の検討となりますが、整備した時点で、シカ柵は補助金で設置しておりません。ですので、追加で整備が必要だということが判断できれば、事業の対象としていきたいと考えています。

(井上委員)

ありがとうございます。

ぜひお願いいたします。

(小南委員長)

はい、それではどんなことでも結構ですので、よろしく願いいたします。

(賀茂農林事務所大川農山村整備部長)

先ほどの井上委員の御質問について、当該整備箇所を所管する賀茂農林事務所から補足いたします。

昨日、現地を再調査いたしまして、獣の通り道がいくつかあることが確認されました。

また、県自然保護課で毎年実施しているシカの生息密度調査において、この地区で調査しておりまして、おおよそ1平方キロメートルあたり15頭ということで、通常、自然植生に影

響が出ないとされる生息密度の3倍以上となっています。現場は食害が多く、シカが原因だということが明確に分かりました。

基本的には、シカ柵が一番効果があると考えておりますが、費用がかかることについては、費用を抑えることができるような施業方法を検討する必要があると思われました。

例えば、伐採位置を比較的高くして、シカの口が届かないようにすることやその伐採木周辺に伐った枝条等を並べてシカが侵入できないようにする等です。実際にそのような現場があり、食害を受けにくい状況でした。

今後、整備をするときは工夫し、費用を抑えるとともに、効率よく整備できるよう検討していきたいと考えています。

また対策につきましては、森林・林業研究センター等と相談しながらより効率の良い方法で取り組んでいきたいと考えております。

(井上委員)

ありがとうございます。

(小南委員長)

ありがとうございます。

他にお願いします。

(倉田委員)

倉田です。

資料1の一番下に※1の問題があって調査中止とありますが、これについては、具体的にどういうことが問題なのか御説明いただいてなかったかと思うので教えていただきたいです。

(森林計画課橘川技監)

森林計画課の橘川です。

No.57ですが、第1回評価委員会後に御報告した係争中の案件の2件うち1件になります。現地にて時間かけて調査するという事について、森林所有者に理解を得ることが難しい状況と判断されるので、調査を控えさせていただきたいと考えています。

(倉田委員)

理由がよく分からないのですが、立ち入り禁止と所有者から言われているから入れないということでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

はっきりと言われたわけではありませんが、現地調査中に関係者と接触する場合があります、裁判に影響を及ぼす可能性がございます。

(倉田委員)

よく分かりにくいのですが、この整備箇所は、補助した整備箇所になりますが、補助を出した後の調査について、勝手に入るなどという話になっているのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

直接、そのように言われたわけではありませんが、農林事務所の職員や整備者の方が現地調査を実施して、関係者と接触した場合に裁判への影響が考えられるためです。

(倉田委員)

裁判となった理由を教えてください。

(森林計画課橘川技監)

まだ係争中で具体的な内容は申し上げにくいのですが、森林所有者の方の了承を得て整備が完了したのですが、完了後の半年後、一部の共有者の方から自分は聞いていないという内容となります。

(倉田委員)

案件は違うかもしれませんが、なんとなく以前に問題になった件と似ている感じがします。それを防止するための対策をこの会議で以前に取り組んだと思うのですが、それ以前だったのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

時期は同じです。令和3年度です。

(倉田委員)

それでも補助金出しているのです、そういう問題が起きて、どのような内容かということはこの場で皆さんが知らないの問題ではないかと思います。

(森林計画課橘川技監)

簡易な報告となってしまい大変申し訳ありません。

裁判の状況につきましては、もう少し裁判が進みましたら、報告させていただきたいということで、御了承いただければと思います。

(倉田委員)

諸事情があると思いますので、とりあえず、はい。

ここに書かれているのみで、報告書に記載はない状況です。補助金を取りやめになった案件とは少しケースが異なると思いますけれども、やはり何か事後報告的な感じの話になっておりますので、我々がこの内容について評価しているので、委員長だけでも県からは説明があつて然るべきではないかと思います。

(小南委員長)

今の件については、今後、どういった対応ができるかを御検討いただければと思います。

それでは、他に御意見はございますでしょうか。

はい、お願いします。

(浅見委員)

1点目になります。

一番最後に説明していただいた101ページの写真を拝見しますと、地表に落葉落枝がほとんど見られないことが気になりました。

他の整備地の写真ですと回復が良くないという事例であっても、枝や葉っぱは落ちています。当該整備地については、すごく丁寧な整備者であり、落ち葉掻きまでしてしまったのか、それとも台風等のより全部流れ出たとか、それとも何か整備方法に関連するものなのか気になりました。

もう1点は、89ページ以降の説明です。

過去も、昨年B評価で「回復の見込み」の云々というところで、悪かった理由として標高が挙げられています。

何度も繰り返し申し上げていますが、標高が高いところは高いところなりの先駆性の種が入ってきて、植生が回復するはずで、理由として、標高が高いことを安易に上げるのはいかがかと思えます。何度も申し上げますが、この点は注意していただきたいと思えます。

また、同じような標高のところでは植生が回復しているところがありますので、その違いをはっきりと把握していくことが必要ではないかと思えます。以上です。

(森林計画課橘川技監)

まず101ページの志太農林事務所管内の落葉落枝が見られないと御指摘いただいた整備箇所について、現地の状況が分かれば事務所の方から説明をお願いします。

(志太榛原農林事務所中山農山村整備部長)

志太榛原農林事務所です。

101 ページの整備後 4 年の令和 6 年 8 月撮影の写真で、確かに写真では落葉落枝が見られない状況になっております。

丁寧な整備者ですが、落ち葉掻きまでしているということはございません。

整備後 4 年経っておりますが、整備上、特別な事情がある、特別な作業をしたかということは報告を受けておりませんので、偶然かと考えます。

現地は、ザラザラした、あまり土壌分の多くない状況だということですので、土壌が関係している可能性もございましたが、何か作業上、特別な対応をされているといった認識はございません。

(浅見委員)

もしかしたら地質の関係があるのかもしれないので、どのような理由であるかは把握した方が、今後の整備にとっては良いのかと思います。

ありがとうございます。

(森林計画課橘川技監)

もう 1 点の標高が影響の要因かというところ。

特に中部農林事務所管内の梅ヶ島とかですね、中河内のあたりですけれども、例えば、周囲を見渡しての様子ですとか、現地の様子が分かれば、中部農林事務所から御説明いただけますでしょうか。

(中部農林事務所岩崎農山村整備部長)

中部農林事務所です。

御指摘いただきました、経過観察箇所につきましては、標高が高いことを安易に理由にするのはいかなるものかといった御意見です。

先駆性の種が再生していくということを認識した上で、今後経過観察をしていきたいと考えております。現地調査をしたプロットには、植生の回復が見受けられなかったということが実際のところですが、周辺につきましては、徐々に植生が回復している状況を確認しております。

今後、御指摘いただきました通り、先駆性の種も確認しつつ、経過観察していきたいと思えます。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。

御指摘の通り、標高 1000m 未満のところでは、状況が良ければそれなりに回復すると思えます。簡単に標高の影響を理由にすることは、植生が回復しない原因の説明として取り上げ

ない方が良くと私も同感に思います。

それから 101 ページの整備地について御指摘があった件について、説明にもありましたが、土壌の浸食が発生しているということで、今は見られないということよろしいでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

元々、表土の土質が悪いところではありますので、伐った木を等高線上に並べる等の対応により、浸食の抑止ができていますが、表層がないところについては、まだ浸食箇所が見られるかと思えます。

(小南委員長)

今御指摘あった写真の部分は、残念ながら、伐った木を等高線上に並べる作業が行われなかった場所になりますでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

プロット内では、伐った木を並べる作業等の構造物の設置が行われていないのではないかと思います。

(小南委員長)

プロット内ということ分かりました。

ありがとうございました。

他にお願いします。

(浅見委員)

76 ページの No.13 です。

下の写真を見ますとヤブニッケイがあり、御説明のように萌芽させていきたいとしても、写真のようにシカの食害にあってしまったということです。

この森林を見ますと、その他広葉樹・タケとなっています。環境伐だと思うのですが、ヤブニッケイを切る理由は何でしょうか。環境伐について、どのようなものを目指しているのか分からなくなってしまったので伺います。

(森林計画課橘川技監)

こちらは、広葉樹とタケの整理伐になります。

資料の作業別事業量の項目で、環境伐ではなく、整理伐に面積を記載をさせていただき

ます。大きくなった広葉樹や混み合ったタケを伐採する整備地になります。

(浅見委員)

タケを切るのとは分かりますが、広葉樹は自然に発生し、植林のように密ではないと思うのですが、あえて広葉樹まで伐ってしまうことについて、どのような森林を目指しているのか、どのように理解すればよろしいでしょうか。

(賀茂農林事務所大川農山村整備部長)

賀茂農林事務所です。

賀茂農林事務所管内は、特に南伊豆方面は、広葉樹が多い場所になります。かつて、伊豆半島は、薪炭林や資源の生産で、広葉樹をかなり活用されてきました。その後、エネルギー革命等によって、放置された森林増えまして、広葉樹が肥大化しております。

肥大化により日差しが林内に入らず、ほぼ下層植生がない状況になっております。

光が差し込むように森林整備を実施し、森林の更新を図っておりますところ、御指摘のあったヤブニッケイは、肥大化し、枝葉により日を遮るような状況にあったため、それを伐採し、下層植生が回復したところでシカの食害を受けてしまった状況にあります。

(森林計画課橘川技監)

77 ページに図面を付けてございまして、人家裏の広葉樹を伐採した整備箇所になります。

(浅見委員)

大きくなって林内が暗くなるから下層植生がなくなり、裸地化する。それは周りに低木の供給源がないか。シカの食害が顕著か。そのどちらかになると思います。

遷移が進んでいくと、照葉樹林であっても、林内に低木や草本が入ってきて、それなりに茂ってきます。

ですので、若返らせるということは繰り返し繰り返し伐採を続けていく。それこそ薪炭林的な管理を念頭に置かない限り、若返らせるという発想では常緑照葉樹化したこの伊豆半島の森林の荒廃を防ぐことはできないのではないのでしょうか。

植生遷移という自然現象から考えますと、やはり照葉樹林の発達した森林にしていくというところに目標を置かないことには、手をかけずして荒廃しない森林にしていくという目標には至らないのではないかと思います。御理解いただけますか。

だから、ヤブニッケイが入って裸地化しているのではなく、おそらくシカの食害が多すぎて裸地化してる。私も伊豆の地域を調査していますが、スギやヒノキ林ほど密生してるわけはありません。ですから、ヤブニッケイを伐って明るくした上で、陽性の植物が発生したと

ころで大きく遷移が進めばまた暗くなる。

暗いところでも生長するような種がありさえすればいいのであって、周りに神社等があれば何か入ってくると思います。例えば、周辺にツバキ、ヒサカキ、アオキ等があれば入ってこれるはずです。それが入ってこないというのはシカの食害が原因です。そちらの対策こそ必要であり、既に入っている照葉樹を切る必要はないというのが私の意見です。

(賀茂農林事務所大川農山村整備部長)

仰る通りでございます。

現地を確認した結果、間違いなくシカの食害が主な原因になってることが分かっています。それと併せて、実際に現地に残ってる樹種から種子が供給される箇所であることを確認しております。今後、どのような種が入ってくるかを、シカの食害対策をとった後、植生の遷移は見守りたいと思っております。

実際に発生した種が、そのまま単一的な樹種としてその森林が遷移していくのか、また他にも樹種がありますので、他の樹種が優占していくのか、その辺を見極めながら見ていくといった対応をしていきたいと思っております。

いずれにしても、現状は下層植生がないことについては、シカの食害が要因であることは、明確ですので、今後対応を図っていきたいと思っております。

(浅見委員)

はい。分かりました。

若返りという方法をとるのかとらないのかというところはしっかりと考えていただきたいと思っております。

(小南委員長)

はい。ありがとうございます。

人工林の方も場所に合った整備方法を考えていかなければならないのですが、広葉樹になると一律にこうだということはなく、より丁寧に整備方法を考えないといけないと思いません。広葉樹林になるとその必要性が増すわけです。

この木を残して等、要するにどのような森林にしたいかということをしつかりと考えて広葉樹林を取り扱わなければいけないということでもあります。

また、この事業で広葉樹林の整備箇所が多くない状況にありましたので、今までに問題点として取り上げられることが少なかったと思っております。今の御発言はその通りでありますので、今後は、広葉樹林が 100 箇所あったら 100 箇所異なりますので、どうすべきか対応が異なりますので、丁寧に考えて対応していただければと思います。人工林よりさらに難しいので、

いろいろな知見や経験を積んでいただいて、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、少し時間を押しておりますけれども、どうぞ。

(倉田委員)

80 ページの No.71 の資料です。

令和 4 年 2 月に撮影した写真と左下の令和 6 年 11 月にした写真が全く同じです。

「今後、植生の回復が見込まれる」、被覆率 10%とあり、写真について差込間違いなのか分かりませんが、そのあたりを注意した資料作りをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(森林計画課橘川技監)

御指摘ありがとうございます。

申し訳ありません。確認して、修正させていただきます。

(小南委員)

それでは、これはどちらが正しいか分かりますでしょうか。

後ほどお知らせいただければと思います。

それでは、活発に御意見いただきまして少々時間を押していますので、次の議題に移ります。次に、定例議題のイ「検証・評価結果及び提言(案)」について、事務局より説明をお願いします。

(産業政策課栗原主任)

事務局から検証・評価結果及び提言案について御説明いたします。

皆様、資料 2 を御覧ください。

1 の「検証・評価結果」から、順番に御説明いたします。

(1) の「新規の事業実施状況」となります。

こちらの対象は、令和 5 年度に森の力再生事業を実施した、128 箇所、面積にして 999.3ha となります。こちらにつきまして、第 2 回評価委員会及び現地調査にて 30 箇所を抽出して詳細に検証していただきました結果、特段の御意見や御指摘等がなかったことから、「いずれも適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できる」と評価しております。

(2) の「整備が終わった森林の回復状況等」になります。

こちらの対象は、「令和3年度に事業を実施した144箇所、937.28ha」及び「令和2年度に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した10箇所、78.4ha」となります。こちらにつきましては、先ほど検証いただきまして、令和3年度分は93.8%の箇所で下層植生が順調に回復しており、令和2年度の分につきましては、追加整備箇所が1箇所あるものの、2箇所で順調に回復、6箇所で下層植生の回復が見込まれる箇所とし御確認いただきました。先ほど御意見をいただいたところでございますが、全体を通しまして、概ね計画通りの効果が期待できる」と評価しております。

続きまして、2の「来年度の事業の実施に向けての提言」となります。こちらは、全部で5つございます。順に御説明いたします。

(1)についてです。

こちらにつきましては、今年度も他の関連施策や市町との連携や民間との協働についても御意見をいただきました。特に、環境譲与税を財源とした森林整備との連携を現地調査で御確認いただいた際等、優良事例の普及について御意見がございましたので、その旨を追記した提言案としております。

(2)についてです。

こちらにつきましては、令和6年度12月末時点で5件の事故が発生しており、引き続き、より一層の安全指導が必要な状況にあることを踏まえまして、「事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでいただきたい。」として、提言案といたしました。

(3)についてです。

こちらにつきましては、納税への理解を多くの県民の皆様にはいただく必要がある旨、御意見をいただいております。

なお、今年度は、特に環境譲与税を活用した森林整備との違いについて、分かりやすい情報発信に努めるよう御意見がございましたので、事業の目的を明記しました。また、これまでの知見を踏まえ、科学的・技術的にも正確な情報を発信するよう御意見がございましたので、その旨も併せて明記しております。

(4)についてです。

今年度の評価委員会において、地権者への意思確認や整備者の労務管理等について御確認いただきました。今後も事業を推進する上で重要な取組の1つと考えておりますので、引き続き、「事業の適正な運用の徹底」を提言案としております。

(5)についてです。

昨年度の御提言にありました「事業効果の適正な評価及びデータの利活用に努めて、事業にフィードバックしてください」についてです。県民の方々に、より分かりやすい表現となるような提言案とさせていただきます。具体的には、「適正な評価」と「データの利活用」が並列しておりましたので、適正な評価に努め、そこから得られた知見を事業に反映させるといった趣旨に改めさせていただきます。

以上で、検証・評価結果及び提言案の説明を終わります。  
御審議のほどよろしくお願いいたします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただ今御説明いただいた資料2のですね、検証・評価結果及び提言(案)の構成に沿って事業の評価をしていただき、事業に対する提言をいただきたいと思います。

まず1の「検証・評価結果」の(1)新規の事業実施状況です。

令和5年度に実施した事業の評価結果について、「事業目的にかなう効果が期待できる」となっておりますが御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

はい。それでは、御意見がございましたら遡って述べていただいても結構です。

それでは次に(2)です。

「整備が終わった森林の回復状況等」についてですが、令和3年度に実施した事業等の評価結果について、概ね計画通りの効果が期待できる事業であるとなっておりますが、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

次に進めさせていただきます。また遡って御意見いただいても結構です。

では、最後に2の「来年度の事業の実施に向けての提言」について、5つの論点で整理して

いますので、順に御意見いただきたいと思ひます。

まず(1)の事務局案について、御意見ございますでしょうか。

「事業の効果が最大限発揮されるよう」で始まる提言ですが、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(一同)

同意

(小南委員長)

それでは、(2)です。

「事業実施に係る技術力向上と作業安全の確保に取り組んでください」という提言ですが、これについてはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(一同)

同意

(小南委員長)

それでは、(3)の「納税への一層の理解促進を図るため」で始まる提言ですが、(3)についてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

続いて、(4)の「事業の適正な運用の徹底を継続してください」ということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

それでは、(5)の事務局案ですが、「事業効果の適正な評価に努めるとともに、これまでの知見を踏まえ、より効果的な森林整備で取り組んでください」ということで、先ほどの説明できちんと科学的な面もしっかり考慮してということ補足の説明でございましたけども、これは、今年度、大いに皆さんにいろいろな御意見いただいたところでもありますけれども、(5)についていかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

ひと通りお伺いしましたが、1の「検証・評価結果」から2の「来年度の事業の実施に向けての提言」をもう1度振り返っていただいて全体を通して何か御意見ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同)  
同意

(小南委員長)  
はい、ありがとうございます。  
それでは御意見ございませんでしたので、今後、字句の訂正等が見つかりました場合は、事務局が対応し、確認については私委員長に一任いただきたいと思います。  
皆さんよろしいでしょうか。」

(一同)  
同意

(小南委員長)  
はい、ありがとうございます。

それでは、議題を進めさせていただきます。  
続きまして、追加議題の「静岡県森の力再生事業評価と提言報告 第2期計画の中間とりまとめ(案)」について、事務局より説明をお願いします。

(産業政策課栗原主任)  
事務局より第2期計画の中間とりまとめ(案)を説明させていただきます。  
この度の説明にあたりましては、主な変更点として、「構成」と「委員の皆様からいただきました御意見に対する対応状況」について御説明いたします。  
なお、全体を通して、項目自体に大きな変更はございませんのであらかじめ御承知おきください。

報告書の構成についてです。

目次を御覧ください。

前回案の導入にあたる「はじめに」の項目を、1 章目として章立し、内容を充実させました。

(1) もりづくり県民税、(2) 事業の概要、(3) 評価委員会の 3 項目の構成としています。1 ページ目、2 ページ目を御覧ください。(1) もりづくり県民税は、前回案では報告書の後半に記載しておりましたが、事業への御理解をいただくこと、読者が冒頭に自分ごととして、本紙を読み進めていただければ良いのではないかとといった趣旨から構成を修正させていただきました。

続いて、2 章目の「第 2 期計画の中間検証・評価」です。

目次を御覧ください。

(1) 第 2 期事業実績、(2) これまでの評価を踏まえた主な提言と県の対応状況、(3) 事業に対する評価といたしまして、事業の評価に関わる章として、分かりやすい構成として整理し直しました。

また、補足になりますが、7 ページ目の前、2 の「第 2 計画の中間検証・評価」と大きく書かれた標題のページを御覧ください。

前回案ですと、いつの時点における事業評価なのか分かりづらい表現だったことから、標題の下部に記載の通り評価の対象とする事業期間を明記しました。なお、前回案では事業成果に次いで、「波及効果」と「普及啓発と県民の皆様からの御意見」を同じ章に記載しておりました。今回、本章の内容を分かりやすくするため、「波及効果」と「普及啓発と県民の皆様からの御意見」の項目を 4 その他の項目に移動させていただいております。

続いて、26 ページから県民の皆様からいただいた意見の項目となります。

そのうち、32 ページ目を御覧ください。

県民の皆様からいただいた御意見を踏まえた評価案を追加させていただきました。

こちらについても御審議いただければと思います。

以上、全体構成の主な変更点の説明となります。

次に、「委員の皆様からいただきました御意見に対する対応状況」について御説明いたします。お手元の資料データの中に、別冊の補足といたしまして、御意見への対応一覧がございます。こちらに沿って、簡単に説明いたしますので、別冊本体と併せて御確認ください。

1 つ目の御意見です。

別冊の 3 ページ目を御覧ください。

(2) ②の項目について、“なぜ混交林がいいのか”分かりやすい表現を加えてはいかがかとの御意見に対しまして、同項目の緑枠の文面とイメージ図を追記いたしました。

2つ目の御意見です。

前回評価委員会で報告させていただいた「森林現況調査」を受けての御意見になります。別冊の10ページ目を御覧ください。

こちらに現況調査の関係と事業の全体像を追記しました。

次に、19ページ目、20ページ目の最下段の項目に荒廃森林への対応について追記しましたので御確認ください。

3つ目の御意見です。

別冊の18ページ目を御覧ください。

①事業の執行における“「適正」の明確化”及び②の事業の効果における“県民税活用の評価”について御意見をいただきましたので、記載の通り修文をしました。

4つ目の御意見です。

別冊の19ページ目を御覧ください。

①、②の項目について、広葉樹の定着や獣害対策の他、実施方法における課題の追記について御意見をいただきましたので、それぞれの項目に反映をさせました。

5つ目の御意見です。

別冊の19ページ目になります。

前回案では、獣害対策の考え方について、費用対効果を考慮することに違和感があるとも御意見をいただきました。それを踏まえ、記載内容を修正させていただきました。

6つ目の御意見です。

本項目の対応状況になりますが、19ページ目に今後の課題について記載がございます。

事務局案といたしましては、20ページ目の「3 今後の荒廃森林への再生への提言」の内容に含む形で修正をさせていただきました。

7つ目の御意見です。

こちらにつきましては、現地調査を踏まえての御意見です。

整備者の方から、行政をはじめ関係者間の情報共有が重要との御意見を受け、その旨を報告書に反映させてはいかがかといった内容となります。

こちらにつきましては、20ページ目の提言を御覧ください。③の「森の力」の回復に対する理解の深化の項目に反映しました。

8つ目の御意見です。

28 ページ目以降を御覧ください。

県民の皆様からアンケート等でいただいた御意見について、その推移が分かるよう工夫するようにとの御意見を踏まえ、28 ページから 31 ページ目に反映しました。

最後の御意見です。

森林整備事業と土木工事の費用対効果に関する御意見につきましては、本報告書に記載することを検討させていただきましたが、対応状況については記載の通りです。

以上で説明を終わります。

(小南委員長)

はい。ありがとうございました。

ただ今御説明いただきました内容についてですね、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひします。少し時間に余裕ができましたので、活発に御意見と御質問ありましたらよろしくお願ひします。

お願ひします。

(浅見委員)

3点です。まず1 ページ目になります。

最初に本事業は、こういうものですよという説明が分かりやすいかと思ひます。ありがとうございます。

真ん中に写真が2つありまして、整備の結果こうなりましたというイメージ写真になりますが、左の写真は暗く、直射日光が当たってない。右の写真は間伐したこともあり、直射日光が当たっている。けれども、よく見ると間伐した木があつて、もしかしたら間伐したときに落ちた枝ではないかというように見えます。

もっと効果が分かる写真があれば、本当に下から先駆性の種が繁茂している写真であるとか、低木が増えている写真があるのであれば差し替えた方が良くかと思ひます。

写真があること自体は非常にいいと思ひます。

それから3 ページの②のイメージ図です。強度の伐採は、なるべく手をかけずに整備した効果を維持させるには必要なものですが、イメージ図の方はあまり強度の間伐のイメージがありません。

このイメージ図の通りの伐採の程度であると認識した上で、あと1、2本伐られた森林を目の当たりにした場合と、針葉樹を減らした場合のイメージ図を記載しておくのとでは少し違ふかなと。

40%であれば、もう少し針葉樹を減らしても良いかなと思いました。

イメージ図なので、ここでしっかりとイメージを間違わずに見てもらうことが必要かなという、そういう意味合いでの意見です。

それから11ページ以降のところ、これまでの提言に対してどういう状況なのかというのが非常に分かりやすく書かれていてありがたいです。ここで提言1、次のページで提言2、3とあります。毎年どんな提言してるかというのを見ますと、連続して提言しているもの4つを記載しているのか、なぜ4つなのか疑問に思いました。以上です。

(小南委員長)

1ページの写真について、これまでもっといい写真があると思います。

今の御指摘の通りですので、何か誤解を与えるような写真をあえて使わないで、もうちょっと良い写真を差し替えていただければなと思います。

3ページのイメージ図に関してはいかがでしょうか。

もう少し強度に伐ったというイメージにした方が、これはあれですかね。針葉樹の方もちょっと減らしたイメージした方がいいっていうことですね。

(産業政策課栗原主任)

もう1度お願いいたします。

(小南委員長)

3ページの針広混交林のイメージ図です。上がスギやヒノキの針葉樹、下に広葉樹があり、混交林になっているイメージとなっています。この説明文の通り、強度に伐採して誘導するということであるならば、イメージ図の針葉樹の数をもう少し減らした方が強度の伐採をしたというイメージになるのではないかという御指摘だと思いますが、よろしいですか。

(産業政策課栗原主任)

はい。

御意見ありがとうございます。

御意見を踏まえまして、イメージ図を修正した形で反映させていただきます。

(小南委員長)

お願いします。

(森林計画課橘川技監)

評価に対する県の取組ということで4項目を評価委員会の事務局ととりまとめいたしました。主なものを記載させていただきましたが、御提言に対する対応で、この他に記載するべきものがございましたら、対応をしていきたいと思っております。

(小南委員長)

イメージ図に関しては、御検討お願いするということがいいですかね。

(産業政策課栗原主任)

はい。

(小南委員長)

では、3つ目の御指摘ですけれどもいかがでしょうか。

ここで4つです。

(産業政策課栗原主任)

御意見ございました通り、資料2の2枚目に平成28年度からいただいた御提言の一覧がございます。主に連続していただいております提言内容を反映はさせていただいているものになりますけれども、こちら4つの提言に限定する特段の理由が現状ないような状況でございますので、その他提言いただいたことに対する対応につきまして、載せられるものは反映させる形で検討をさせていただきたいと思っております。

(小南委員長)

掲載する方向で検討されるとの回答ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(浅見委員)

はい。

(小南委員長)

それでは他に御意見等ありましたらお願いします。

どうでしょう、細かい点でも結構です。

よろしいでしょうか。

これまでの御指摘に対してかなりいろいろ修正していただいているとは思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

では、写真の差し替えとイメージ図の見直し、それから加筆の点ですね。

御意見いただきましたので少し検討していただいて。

また細かな字句等の修正は、事務局で対応していただき、その確認については、私委員長に一任いただきたいと思います。皆さんそれでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(小南委員長)

ありがとうございます。

それではかなりスムーズに進行しまして、本日の議事はこれで終了いたしました。

委員の皆様には、議事の進行や提言とりまとめについて御協力いただきありがとうございました。

議事の進行を事務局にお返しいたします。

(産業政策課櫻井課長)

はい、ありがとうございました。

それでは、4のその他につきまして事務局から説明いたします。

今後のスケジュールについて御説明いたします。本日とりまとめた「検証・評価結果及び提言」と、「静岡県森の力再生事業評価と提言報告書第2期計画の中間とりまとめ」につきましては、2月10日に小南委員長と恒友委員長代理より、経済産業部長に手交いただく予定となっております。小南委員長と恒友委員長代理、よろしく願いいたします。

また、今年度の評価委員会につきましては、今回をもちまして終了となります。皆様方の任期につきましては、本年6月11日までとなっております。

次の評価委員会につきましては、現在内部で検討中でございます。また、評価委員会の皆様に御相談したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは皆様、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

終わりに田保農林水産担当部長から一言お願いいたします。

(田保農林水産担当部長)

農林水産担当部長でございます。

本日の審議、誠にありがとうございます。

皆様それぞれの御専門の立場から多種の御意見をいただきましてありがとうございます。

お陰様で、事業につきましては、事業目的にかなう効果を期待できる等といったような評価をいただくことができました。

また、第2期計画の中間とりまとめでは、これまでの評価を踏まえまして、課題等を取りまとめでいただきまして、今後、修正点もありますが、委員長と御相談しましてですね、とりまとめていきたいと思っております。

またさらに、本日審議の中で、整備手法であるとか、評価の手法であるとかまだまだ改善すべきところが多数あるかと思っております。

ぜひとも、こちらの方は現場でもしっかりと確認をさせていただきまして、引き続き事業の適正な執行と、整備効果をさらに高めながら、森の力の回復を早期に図られるよう努めてまいりたいと考えております。

皆様方にあたりましては、引き続き、御指導いただきますよう、ぜひよろしく願いいたします。

本日ありがとうございました。

(産業政策課櫻井課長)

それでは、これもちまして、令和6年度第3回静岡県森の力再生事業評価委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

令和 7 年 2 月 日

静岡県経済産業部長 村松 毅彦 様

静岡県森の力再生事業評価委員会  
委員長 ( 署 名 )

「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」に基づいて静岡県が実施した「森の力再生事業」の検証・評価結果及び提言は、下記のとおりです。

## 記

## 1 検証・評価結果

## (1) 新規の事業実施状況

## ア 対象

令和 5 年度に事業を実施した 128 箇所、面積 999.3ha  
(うち、30 箇所を抽出して詳細に検証)

## イ 結果

令和 5 年度に実施した事業の執行状況について検証した結果、いずれも適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

## (2) 整備が終わった森林の回復状況等

## ア 対象

令和 3 年度に事業を実施した 144 箇所、面積 937.28ha  
令和 2 年度に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した 10 箇所 78.40ha

## イ 結果

整備が完了して 3 年目以降の箇所の下層植生の回復状況等について検証した結果、概ね計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。

## 2 来年度の事業の実施に向けての提言

以下の事項に配慮して、事業を執行されるよう提言します。

- (1) 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を継続し、優良事例の普及に努めてください。
- (2) 事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。
- (3) 納税への一層の理解促進を図るため、ソーシャルメディア等を活用して、事業の目的や効果について、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてください。
- (4) 事業の適正な運用の徹底を継続してください。
- (5) 事業効果の適正な評価に努めるとともに、これまでの知見を踏まえ、より効果的な森林整備に取り組んでください。

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
他施策・市町との連携や、民間との協働	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進め、この事業を計画的かつ効果的に実施してください	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。	事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。
事業PR等による整備の拡大		整備が終わった箇所周辺の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるよう努めてください。	整備が終わった箇所周辺の森林の権利者にも事業のPRを行うなど、整備が地域に広がるよう努めてください。						
各調査の継続、結果を分かりやすく周知	「森の力」が持続的に発揮されるよう、現在実施している各調査を継続するとともに、事業の効果や、調査結果を一層分かりやすく周知してください			現在実施している各調査を継続するとともに、事業効果や調査結果を一層分かりやすく周知してください。					
事業効果の評価とデータの利活用							事業の効果について、適正な評価と、その高度化及びデータの利活用に努めてください。	事業効果の適正な評価及びデータの利活用に努めて、事業にフィードバックしてください。	事業効果の適正な評価に努めるとともに、これまでの知見を踏まえ、より効果的な森林整備に取り組んでください。
事業実施後の管理	整備が完了して10年目以降の箇所についても、良好な状況を維持できるような方法を検討してください								
木材や竹材の利活用		伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください	伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。	伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。	伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。	伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてください。			
使用頻度の高い資材の基準等設定	野生動物の侵入防止柵の設置や広報看板等の製作については、コストの削減に努めるなど、効果的かつ効果的に執行してください								
安全かつ効率的な技術の習得指導等	安全かつ効率的に整備できるよう、作業技術も含め、引き続き指導してください	作業者に安全かつ効率的な技術を習得させるよう、引き続き指導してください	事例発表会の開催など、事業者間の情報交換の場を作り、事業者全体の技術力向上に努めてください	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。	事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。
下層植生の回復が見込めない箇所への対策		下層植生の回復が見込めない箇所については、森の力が確実に回復できるよう、防鹿柵などの追加整備や、治山事業による土砂移動の抑止など、適切な対策を進めてください							
県民への広報	「森の力」の回復、及びそれと一体的に発現する県民生活に係る効果について、引き続き情報発信に取り組み、納税への理解が一層促進されるよう努めてください		納税への理解が一層促進されるよう、県民に対し情報発信に取り組むとともに、広報看板については、効果を最大限に発揮できるよう設置方法を検討してください	納税への理解が一層促進されるよう、県民に対し情報発信に取り組むとともに、将来を担う子どもや若者に届く情報発信の方法を検討してください。	・納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、ソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。 ・県民への情報発信に加え、森の力再生事業に取り組もうとする事業者に向けての情報発信も検討してください。	事業の目的や納税への理解が一層促進されるよう、将来を担う子どもをはじめ、あらゆる世代に向けて分かりやすく、伝わる情報発信に取り組んでください。	納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、将来を担う子どもや若者に情報が伝わるよう小学生向けの副教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。	納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果をわかりやすく情報発信するとともに、将来を担う子どもや若者に情報が伝わるよう小学生向けの副教材やソーシャルメディア等を活用して情報発信に努めてください。	納税への一層の理解促進を図るため、ソーシャルメディア等を活用して、事業の目的や効果について、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてください。
事業の適正な運用の徹底							事業の適正な運用を図るため、事業の趣旨と手続きへの権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。	事業の適正な運用の徹底を継続してください。	事業の適正な運用の徹底を継続してください。